

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人 岩手県社会福祉士会(以下「本会」という)が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

(1) 一般寄付金 寄付者が使途を特定せずに寄付した寄付金

(2) 特定寄付金 寄付の申込みに当たり、あらかじめ使途を特定した寄付金

2 この規程における寄付金には、金銭のほか金銭以外の財産を含むものとする。

(寄付金の募集)

第 3 条 本会は常時一般寄付金・特定寄付金を募ることができる。

2 寄付金を募集する場合は、その目的、使途、募集方法及び結果の公表について、理事会の承認を得ることとする。

(受入手続)

第 4 条 寄付の申込みに当たっては、寄付申込者が寄付申込書(様式 1)を記載する。

2 寄付の受入れは、本会指定口座への振込、又は現金によるものとする。現金による寄付の受入れに当たっては、複数の役職員が立ち会うことを原則とする。

3 本会は、寄付者に対して領収書(様式 2)を発行する。

4 寄付申込書及び領収書の控は、本会事務局が保管する。

5 本会事務局は寄付金台帳を作成し、その受入状況や使途等について適切に管理を行う。

6 寄付金の経理処理は、一般寄付金、特定寄付金それぞれに経理区分を設ける。

7 寄付金の受入状況は、会長が理事会に報告する。

(寄付金の辞退)

第 5 条 次に掲げる事由に該当する場合、本会は寄付を辞退することができる。

2 寄付者が反社会的勢力、又はそれらと関係していると思われる場合

3 寄付者が便宜供与、反対給付を期待していることが明らかな場合

4 寄付者が寄付金の使途等について、寄付目的以外に条件を付与する場合

5 寄付の受入れに当たって、本会に著しい経費負担が生ずる場合

6 その他、前号までの事由に準ずる場合

(寄付金の活用)

第 6 条 寄付金は原則として寄付申込書(様式 1)記載の目的に応じて活用するものとする。寄付目的が特定されない一般寄付金は、寄付の使途として適切な事業等に活用する。

- 2 寄付を受けた物品は、寄付申込書(様式 1)記載の寄付目的に従い、その物品の用途に応じて活用することができる。固定資産に該当する物品は、固定資産台帳に記帳する。
- 3 寄付を受けた不動産は、権利関係を明らかにし、所有権移転登記を行った上で、資産として適正に計上し、理事会の承認を得てその活用を図るものとする。

(個人情報の保護)

第 7 条 寄付者に関する個人情報については、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(補則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

この規程は、2019(令和元)年 7 月 21 日から施行する。